

生活・介護支援サポーターの派遣登録について

この事業は、市の研修を修了した生活・介護支援サポーターをご自宅に派遣し、簡単な日常生活上の家事のお手伝いを行うものです。

【ご利用できる人】

日常生活において介護が必要な、65歳以上の在宅高齢者

※ 「介護が必要な」とは介護認定のある方、もしくはお体に不自由なところがあり家事援助を必要とされる方です。

※ 65歳未満の家族と同居していてもご利用いただけます。

【派遣利用日・利用時間帯】

月曜日から金曜日の午前9時～午後5時（祝日・休日および年末年始は除く）

【派遣利用料】

1時間につき500円（以降30分ごとに250円）

※ 生活・介護支援サポーター訪問の際に派遣先までに交通費がかかる場合は、別途利用者の負担となります。（交通費が発生する場合には事前に申し出を行います。）

【援助内容】

- ・清掃、洗濯、食事の準備、買い物、等の軽易な家事援助
- ・散歩の付添い等の外出時の援助 など

※ 身体介護、金銭管理、専門的な知識や技術を要する作業などは行えません。
高所での作業、通院の付添い、その他お受けできない援助内容もあります。
詳しくは下記までお問い合わせください。

【申請方法】

「船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録申請書」および「事前調査票」を下記のいずれかの方法で提出してください。

①各窓口で提出

- ・市役所高齢者福祉課
- ・出張所、連絡所
- ・船橋駅前総合窓口センター（FACEビル5階 12番窓口）

②郵送で提出

船橋市役所高齢者福祉課へのみ郵送でご申請いただけます。

③オンラインで提出

下記の二次元コード、または市ホームページからご利用ください。



申請後、市より可否決定通知書が送付されます。ご利用登録された方につきましては通知書送付後に公益財団法人船橋市福祉サービス公社（047-420-7331）より事前調査のご連絡をいたします。

【問合せ先・書類送付先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 高齢者福祉課 TEL：047-436-2352